

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

(食と暮らしの安全推進課)

一

○理学療法士及び作業療法士法施行細則の一部を改正する規則

(医療政策課)

三

○卸売市場条例施行規則を廃止する規則

(食産業振興課)

一〇

訓 令 甲

○卸売市場検査規程の一部を改正する訓令

(食産業振興課)

一〇

告 示

○地籍調査事業計画の変更

(地域復興支援課)

一一

○生活保護法による医療機関の指定

(社会福祉課)

一一

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

(同)

一二

○生活保護法による施術者の指定

(同)

一二

○宮城県外来医療計画及び宮城県医師確保計画の策定

(医療政策課)

一二

○知事指定薬物の指定の失効

(薬務課)

一五

○土地改良区清算人の就任の届出

(農村振興課)

一六

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(同)

一六

○飼料の試験結果の公表

(畜産課)

一六

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)

(水産行政総務課)

一七

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

一七

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

(都市計画課)

一八

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁特別支援教育課)

一八

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和三十一年宮城県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第5条関係)

宮城県収入証紙貼付欄

クリーニング所開設届

年 月 日

宮城県知事

殿

宮城県知事 殿
営業業者住所
宮城県 〇〇市 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号
電話 〇〇-〇〇〇〇〇〇

〔法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名〕

下記によりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

1 営業施設について

名称	
所在地	年 月 日
開設予定年月日	年 月 日
管理人	本籍
	住所
形態 (該当箇所に○)	1 洗濯物の洗濯を行う営業 2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行う営業 (取次店) 3 繊維製剤品の使用(リネンサンプライ)
	有・無 (有の場合消毒方法)
消毒を要する洗濯物*の取扱い	有・無
クリーニング師 (有・無)	本籍
	住所
従事者数	氏名
	生年月日

※1 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
 2 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
 3 手ぬぐい、ハンカチ、タオルその他これらに類するもの
 4 病院内又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの
 5 病院内又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

2 営業施設の構造設備の概要

作業場の区分 (該当箇所に○)	受渡し場・除じん場・選別場・洗い場・乾燥場・仕上げ場	合計面積： ㎡
採光・照明	自然・人工	換気設備 自然換気・機械換気
受渡し場 (有・無)	流水式手洗い設備	自然・人工
	有かいないの容器 (蓋付きの容器)	カウンター・その他 () 個
洗い場 (有・無)	仕上げ品保管設備	設備の概要 () 個
	壁の材質等	1m以上の腰張りの有無 (有・無) 不透水性の材質の有無 (有・無) 材質 ()
乾燥場 (有・無)	床の材質	不透水性の材質の有無 (有・無) 材質 ()
	洗濯機	台 ()
仕上げ場 (有・無)	排水口等設備	「無」の場合、その理由 ()
	排水口	排水口 (有・無)
洗い場 (有・無)	洗濯機	台 ()
	排水口等設備	適切な勾配の有無 (有・無) 「無」の場合、その理由 ()
乾場 (有・無)	洗濯機	台 ()
	排水口等設備	適切な勾配の有無 (有・無) 「無」の場合、その理由 ()
仕上げ場 (有・無)	流水式手洗い設備	台 ()
	保管庫	戸棚 ()
薬品等保管設備 (有・無)	保管庫	戸棚 ()
	その他 ()	その他 ()
(取次店の場合) 洗濯物の処理を行うクリーニング所の名称及び所在地		名称 所在地

(備考)
 1 営業者が個人で、自署の場合は押印不要とすることができる。
 2 営業施設の平面図を添付すること。平面図上には、受渡し台、洗濯機、脱水機等を明記する。
 3 他にクリーニング師がいる場合は、本籍、住所、氏名、生年月日、クリーニング師免許取得年月日、クリーニング師免許番号又は無店舗取次店を管公で提出すること。
 4 無店舗取次店ごとに、次の事項を記載した書類を提出すること。
 (1) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の名称
 (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号
 (3) 若しくは車面番号
 (4) 従事者数
 (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第一号の二(ヤロ一)欄を次のように改める。

備考

- 1 営業者が個人で、自署の場合は押印不要とすることができる。
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、次の事項を記載した書類を提出すること。

- (1) 名称
- (2) クリーニング所にあつては、その所在地
- (3) 無店舗取次店にあつては、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号
- (4) 従事者数
- (5) クリーニング師の氏名

- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第一号の二(ヤロ一)欄を「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

様式第二号欄を次のように改める。

備考

- 1 営業者が個人で、自署の場合は押印不要とすることができる。
- 2 廃止の場合は、「3 変更した内容」については記入しないこと。
- 3 「2 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」については、クリーニング所の営業者にあつては所在地を、無店舗取次店の営業者にあつては業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第三号の二及び様式第三号の三の欄を「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

様式第四号中「私は、クリーニング師試験を受けたので、関係書類を添えて願います」と「クリーニング師試験を受けたので、関係書類を添えて出願します」と「手札形として出願6月以内に正面を撮影したもの」と「出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。」に「縦4.5センチメートル横3.5センチメートル」と改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第五号欄を「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

様式第六号備考を次のように改める。

備考

- 1 営業者が個人で、自署の場合は押印不要とすることができる。

- 2 免許証を破り、又は汚した場合においては、その免許証を添付すること。

- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第七号及び様式第九号の備考を「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のクリーニング業法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のクリーニング業法施行細則の規定によるものとみなす。

理学療法士及び作業療法士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

理学療法士及び作業療法士法施行細則の一部を改正する規則

理学療法士及び作業療法士法施行細則(平成二十七年宮城県規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

理学療法士 (作業療法士) 養成施設指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

印

理学療法士及び作業療法士法第11条第1号若しくは第2号に規定する理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号に規定する作業療法士養成施設の指定を受けたので、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 設置者の住所及び氏名

住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)	住所 (主たる事務所の所在地)	氏名 (法人の名称)
---------------------------------	-----------------	------------

2 理学療法士 (作業療法士) 養成施設の名称、位置及び設置年月日

名称	〒
位置	電話:
設置年月日	年 月 日

3 理学療法士 (作業療法士) 養成施設の長の氏名及び履歴

氏名	
履歴	

理学療法士 (作業療法士) 養成施設指定に関する調査

1 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始		合計	
	理学療法士養成施設	作業療法士養成施設	1学年定員	人
2 種類等	1学年定員	人	1学年定員	人
	高卒 (昼・夜) 年課程	高卒 (昼・夜) 年課程		
3 教員	免許の種類	氏名	年齢	担当科目
				当番番号
4 建物	実習調整者名 (学科)	(理学・作業)	(理学・作業)	
	土地面積	㎡	建物面積	㎡
5 実習施設	共有部門	理学療法部門	作業療法部門	
	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)
6 整備に要する経費	理学療法士養成施設		作業療法士養成施設	
	施設名	所在地	施設名	所在地
7 資金計画	病床数	PT数	受入数	施設名
	主たる臨床実習施設名			主たる臨床実習施設名
区分	整備方法	金額		金額
	土地建物	設置者所有・寄附・買収・その他		
合計	建物	設置者所有・新築・買収・その他		
	設備			
自己入金	合計			
	区分	金額		
借入金	自己入金			
	その他 (具体的に)			
合計				

(備考) 「5 実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみ記入すること。

教員（専任・兼任）に関する調書（理学療法士・作業療法士）

承 諾 書

氏 名	現住所		養成施設名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日 (歳)	免許登録番号	第 号		
所 属	施設名	役職名	理学療法士又は作業療法士の数		人	
	所在地					
資 格 取 得	学校養成施設の卒業年次	年 月	学校養成施設名			
	特別試験の合格年次	年 月				
職 歴	年 月	年 月	年 月			
教 育 指 導 歴 (含む)	年 月	年 月				
	日本理学療法士協会又は日本作業療法士協会の加入					
(専任教員の専任教員要件)	会 員 (年 から) ・ 非 会 員	(専任教員の場合) 専任教員養成講習会の受講の有無	有 ・ 無 (号)			
	専任教員養成講習会を修了した者 5年以上業務に従事した者で大学において教育に関する科目を履修し卒業した者 3年以上業務に従事した者で大学院において教育に関する科目を履修し課程を修了した者 1～2年に該当しないか2022年4月1日前から継続して専任教員である(あった)者					
研究発表又は文 論	年 月	年 月				
担当予定科目						
本人承諾書	有 ・ 無	所属長承諾書	有 ・ 無			

(記入上の注意)
 1 専任・兼任及び理学療法士・作業療法士のいずれかに○を付けること。
 2 職歴、教育歴及び研究発表又は論文は、主なもののみを記入し、1枚にまとめること。
 (添付書類)
 免許証の写しを添付すること。

私は、
 (養成施設名) が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業療法士）養成施設として指定された場合は、当該施設において専任教員に就任することを承諾します。

なお、第1回の卒業生が出るまでの間は、私から専任教員の辞任を申し出ないことを誓約します。

1 就 任 予 定 年 月 日 年 月 日
 2 資 格 免許の種類 免許取得年月日 年 月 日
 免許登録番号 第 号

3 専任教員養成講習会受講の有無 有 (修了証番号第 号) ・ 無

宮城県知事 殿 承 諾 書 (印)

貴養成施設が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業療法士）養成施設として指定された場合は、下記の者を 年 月 日付で貴施設に転職させることを承諾します。

職 名 氏 名

年 月 日

所在地 施設名 施設長 (公印)

(養成施設長) 殿
 (作成上の注意)
 1 原本の写しを提出すること。
 2 無職又は自営の場合は、本人が承諾した時点で、施設長の承諾書は提出する必要はないこと。

主たる臨床実習施設に関する調査書（理学療法士・作業療法士）

実習施設承諾書

当施設が、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に規定する実習施設として、下記により臨床実習を担当することについて承諾する。

年 月 日

実習施設名
施設所在地
開設者氏名
印

殿

（養成施設長）

記

実習受入1回当たりの受入人数
実習受入1回当たりの時間数
年間受入回数

実習指導者の氏名 （承認印又は署名）	実習指導者の履歴			講習会修了状況
	免許取得年月	実務経験年数	所属・職名	
印	年 月	年 月 月	イ・ロ・ハ	
印	年 月	年 月 月	イ・ロ・ハ	
印	年 月	年 月 月	イ・ロ・ハ	
印	年 月	年 月 月	イ・ロ・ハ	
印	年 月	年 月 月	イ・ロ・ハ	

（記入上の注意）

- 「実習指導者の氏名」欄は、当該実習施設の実習指導者をすべて記入し、本務の所属先及び当該養成施設種別に係る実務経験年数を記入すること。
- 「講習会修了状況」は、次のうち修了した講習会を選択して○で囲むこと。
 - イ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会
 - ロ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
 - ハ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修（添付書類）

主たる臨床実習施設名	養成施設名	住 所				
	主たる臨床実習施設の種類		附属臨床実習施設 ・ 附属臨床実習施設と同等の連携施設			
専任教員養成講習会又は同等以上の知識及び経験を有する者	氏 名	氏 名				
	イ 5年以上業務に従事した者で専任教員養成講習会を修了した者（修了証番号） ロ 5年以上業務に従事した者で大学において教育に関する科目を履修し卒業した者 ハ 3年以上業務に従事した者で大学院において教育に関する科目を履修し課程をイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者					
施設間の距離	km	施設間の移動手段	施設間の移動時間	室の名称	面積 (㎡)	
	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	面積 (㎡)	
臨床実習を行うのに必要設備	更衣室					
	休憩室					
実習生が閲覧可能な専門図書数(冊)	計議室					
	その他、学修環境への配慮					
病棟の種類と病床数	病 棟	病床数	病 棟	病床数		
	高度急性期 急性期 回復期(地域包括ケア病棟) 回復期(回復期リハ病棟)	慢性期 その他1() その他2() その他3()				
リハビリテーション施設基準等	<input type="checkbox"/> 小大血管疾患リハビリテーション科(Ⅰ・Ⅱ) <input type="checkbox"/> 脳血管疾患等リハビリテーション科(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) <input type="checkbox"/> 運動器リハビリテーション科(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) <input type="checkbox"/> 療用症候群リハビリテーション科(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) <input type="checkbox"/> 呼吸器リハビリテーション科(Ⅰ・Ⅱ) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 精神科作業療法士 <input type="checkbox"/> 難病患者リハビリテーション科 <input type="checkbox"/> 障害者居(老)リハビリテーション科 <input type="checkbox"/> がん患者者リハビリテーション科 <input type="checkbox"/> 認知症患者者リハビリテーション科 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 精神科アキアケア <input type="checkbox"/> ショック <input type="checkbox"/> ショック <input type="checkbox"/> ショック <input type="checkbox"/> ショック <input type="checkbox"/> ショック <input type="checkbox"/> ショック			
	<input type="checkbox"/> 外来リハビリテーション	<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション	<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション			
関連施設	理学療法士	人	作業療法士	人	言語聴覚士	人
	介護老人保健施設・老人福祉施設・身体障害者福祉施設・児童福祉施設 指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・その他()					

備考

- 臨床実習を行うのに必要な設備について、複数ある場合は空欄に記入すること。
- 主たる臨床実習施設における理学療法士、作業療法士の継続的な教育計画を添付すること。
- 複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていることが分かる書類を添付すること。

実習施設に関する調査

実習施設名		
位 置		
開設者の氏名(法人にあっては、名称)		
病床数(又は人所定員)		
最近の患者数		
実習生受入状況 (年度)	養 成 施 設 名	年間受入延人数 (実 数)
		()
		()
		()

指 定 規 則 に
定 め る 実 習 用 設 備

- (記入上の注意)
- 1 「病床数」については病床種別に記載すること。
 - 2 「最近の患者数」の欄については、最近1年間(申請書提出時の前年度)の理学療法又は作業療法を受けた患者延数を記入すること。
 - 3 「実習生受入状況」の欄は、申請時の前年度における当該実習施設の年間の受入養成施設名及び受入延人数(実数)を記入すること。
 - 4 「指定規則に定める設備」の欄は、当該実習施設における実習用設備について、その名称及び台数を記入すること。

(添付書類)

- 1 設置者に関する書類
 - イ 設置者が法人である場合
 - ロ 法人の寄附行為又は定款
 - ハ 役員名簿
 - ニ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写し
 - ヒ 法人が理学療法士又は作業療法士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録
- 2 設置者が法人の設立を予定している場合
認可官庁に提出した申請書
- 2 建物に関する書類
建物の配置図及び平面図
- 3 整備に関する書類
 - (1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書
 - (2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書
 - (3) 設備 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 4 資金計画に関する書類
 - (1) 自己資金
 - (2) 借入金
金融機関による残高証明書等
 - (3) 融資内証書等があればその書類の写し
 - (4) 寄附金等
 - イ 寄附申込書
 - ロ 寄附をする者の財産を証明する書類
 - その他(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成施設の場合は不要)
- 5 収支予算及び向こう2年間の財政計画
教育環境に関する書類
周辺の略図
- 6 その他
学則

(備考)

この申請書は、授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。

1 種類等	養成施設の種類		変更前定員	変更後定員	変更内容					
	理学療法士		名	名	学級定員の増, その他()					
	作業療法士		名	名	学級定員の増, その他()					
		合計	名	名						
2 専任教員	現在の教員	免許の種類	氏名	年齢	担当科目	免許番号	免許取得年	免許取得月		
新たに採用する教員	免許の種類	氏名	年齢	担当科目	免許番号	免許取得年	免許取得月	本承の有無	人諾の有無	施設長の承諾書の有無
3 校舎	土地面積		㎡		建物面積		㎡			
	共有部門			理学療法部門			作業療法部門			
	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)				
4 実習施設	理学療法士養成施設					作業療法士養成施設				
	既に承認を受けている実習施設の数			P.T数		既に承認を受けている実習施設の数			O.T数	
	新たな実習施設の名称	所在地	病床数	P.T数	受入数	新たな実習施設の名称	所在地	病床数	O.T数	受入数

(備考)

- この調書は、変更事項(3)の場合に記載すること。
- 建物を増築する場合は、「3 校舎」の欄に()書きで別掲すること。
- 「4 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみを記入すること。

を

「 9 実習施設の新旧対照表、実習施設承諾書（様式第1号に準じる。）、実習施設に関する調査書（様式第1号に準じる。）（変更事項5の場合）」
 「 9 実習施設の新旧対照表、実習施設承諾書（様式第1号に準じる。）、実習施設に関する調査書（様式第1号に準じる。）（変更事項5の場合）」
 10 主たる臨床実習施設に関する調査書（理学療法士・作業療法士）（変更事項5のうち主たる臨床実習施設の変更の場合）
 改める。
 様式第三号中

1 種類等	養成施設の種類		変更前定員	変更後定員	変更内容					
	理学療法士		人	人	学級定員の増、その他（ ）					
	作業療法士		人	人	学級定員の増、その他（ ）					
		合計	人	人						
2 教員	現在の教員	免許の種類	氏名	年齢	担当科目	免許番号	免許取得年月			
		免許の種類	氏名	年齢	担当科目	免許番号	免許取得年月	本人の承諾書の有無	施設長の承諾書の有無	
		実習調整者名（学科）		（理学・作業）			（理学・作業）			
		土地面積		m ²	建物面積		m ²			
3 建物	共有部門		理学療法部門			作業療法部門				
	室の名称	面積（m ² ）	室の名称	面積（m ² ）	室の名称	面積（m ² ）				
	理学療法士養成施設		P・T数		作業療法士養成施設		O・T数			
	既に承認を受けている実習施設の数				既に承認を受けている実習施設の数					
4 実習施設	既に承認を受けている主たる臨床実習施設名				既に承認を受けている主たる臨床実習施設名					
	新たな実習施設の名称	所在地	病床数	P・T数	受入数	新たな実習施設の名称	所在地	病床数	O・T数	受入数
	新たに承認を受ける附属臨床実習施設名					新たに承認を受ける附属臨床実習施設名				

（備考）

- 1 この調査は、変更事項(3)の場合に記載すること。
- 2 建物を増築する場合は、「3 建物」の欄に（ ）書きで別掲すること。
- 3 「4 実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみを記入すること。

を

変更の事項 （該当する番号に○を付けること）
(1) 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
(2) 指定養成施設の名称
(3) 指定養成施設の位置
(4) 学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。）

変更の事項 (該当する番号に ○を付けること)	(1) 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称) (2) 指定養成施設の名称 (3) 指定養成施設の位置 (4) 学期(修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。) (5) 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 (6) 実習指導者の氏名及び履歴
-------------------------------	--

- 「2」 2 学期の新旧対照表及び新学則全文(変更事項(4)の場合)を
 「2 学期の新旧対照表及び新学則全文(変更事項(4)の場合)
 3 教員(専任・兼任)に関する調書(変更事項(5)の場合)」
 4 実習施設承諾書(変更事項(6)の場合)」

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月十日
 卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

卸売市場条例施行規則を廃止する規則

卸売市場条例施行規則(昭和四十六年宮城県規則第八十二号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四号

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令

卸売市場検査規程(昭和四十九年宮城県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十八条第一項」を「第十二条第二項(法第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「第九条並びに法第六十六条第一項」を「第二条」に、「又は卸売業者(以下「開設者

等」を「(以下「開設者」に改める。

第二条中「開設者等」を「開設者」に改める。

第四条中「なつて」を「なつて」に改める。

第五条中「検査は、」の下に「原則として」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が必要があると認める場合は、この限りでない。

第十三条中「なつた」を「なつた」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十一条中「開設者等」を「開設者」に、「よつて」を「よつて」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「開設者等」を「開設者」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「開設者等」を「開設者」に、「行つて」を「行つて」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「開設者等」を「開設者」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「開設者等」を「開設者」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(身分証明書)

第六条 法第十二条第三項(法第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式(第6条関係)

表

55 センチメートル	9センチメートル
身 分 証 明 書	第 号
職 氏 名	宮城県知事
生年月日	年 月 日発行
(印)	

裏

卸 売 市 場 法 抜 す い

第12条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることのできる。

3 前項の規定により立ち入る検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第14条 第5条から第10条まで、第11条(第1項第1号に係る部分を除く。)及び第12条の規定は、前条第1項の規定について準用する。この場合において、これらの規定(第6条第1項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事(以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第2号中「第4条第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第2号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第12条第1項若しくは第2項(これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第14条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

この訓令は、令和二年六月二十一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百七十号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称

白石市

二 調査地域

変更前	新館町等三単位区域 南入生一番等二十三単位区域 南町二丁目等三単位区域 沢端町等八単位区域 字北町裏等三単位区域 字北町等九単位区域 字北町等十一単位区域 字北川原等三単位区域
変更後	新館町等三単位区域 南入生一番等二十三単位区域 南町二丁目等三単位区域 沢端町等八単位区域 字北町裏等三単位区域 字北町等九単位区域 字北町等五単位区域 字北川原等三単位区域 字北川原等六単位区域

三 調査期間

変更前	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年三月三十一日まで
変更後	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひまわり薬局	巨理郡山元町坂元字道合六八―四	令和元年十二月一日

○宮城県告示第百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たまち薬局	角田市角田字田町七十五番地 斎藤ビル 一階	令和元年十二月三十日
高橋歯科診療所	遠田郡美里町北浦字道祖神前四十四	令和二年一月十日
おばた皮膚科クリニック	塩竈市北浜一―二―二十	令和元年十二月三十一日
有限会社ひまわり薬局	巨理郡山元町坂元字道合六八―四	令和元年十一月三十日

○宮城県告示第百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指 定 年 月 日
小野 恵	レイス治療院大河原	柴田郡大河原町字五十五―二 サウ スロアヴェール百三三号室	令和元年八月 二十二日
阿部 千家 院	まごころマッサージ治療	仙台市宮城野区宮千代二―三―十一 渡正ビル百一―号	令和二年一月 十四日

○宮城県告示第百七十四号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、宮城県地域医療計画の一部として、宮城県外来医療計画及び宮城県医師確保計画を定めたので、同条第十八項の規定により告示する。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県外来医療計画の概要

目 次

- 一 計画の策定
 - 1 二千四十年を展望した地域医療提供体制の改革
 - 2 計画策定の趣旨
 - 3 計画の全体像
 - 4 計画期間
 - 5 計画の対象範囲
- 二 外来医療機能の不足・偏在への対応
 - 1 情報の可視化
 - 2 計画の実効性の確保
- 三 医療機器の効率的な活用に係る計画
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 医療機器の配置の状況
 - 3 協議の場と区域単位
 - 4 情報の可視化（医療機器のマッピング情報）
 - 5 医療機器の共同利用方針
- 四 外来医療計画の実行に関するPDCAサイクル

1 P D C A サイクル

2 指標を用いた評価と計画への反映

3 県民への公表

一 計画の策定

1 二十四十年を展望した地域医療提供体制の改革

県は、高齢者人口がピークを迎えるとされる二十四十年の医療提供体制を展望し、地域医療構想や医師・医療従事者の働き方改革、医師偏在対策の推進に取り組みものとする。

2 計画策定の趣旨

宮城県外来医療計画は、医療法第三十条の四第二項第十号の規定により、「第七次宮城県地域医療計画」の一部として、宮城県における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を定め、地域ごとに抱える外来医療機能についての課題解消に向けた取組を推進する。

3 計画の全体像

本計画は、地域で不足する外来医療機能に係る情報及び医療機器の配置状況を可視化し、情報提供することを通し、外来医療機能の偏在是正を目指す。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和二年度（二十二十年）から令和五年度（二十三年）までとする。

5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、歯科を除くすべての診療科とする。

二 外来医療機能の不足・偏在への対応

1 情報の可視化

県は、県内の医療機関の配置状況を可視化するとともに、厚生労働省において診療所の医師の多寡を指標化した「外来医師偏在指標」により医療圏ごとの外来医師の偏在状況を把握する。「外来医師偏在指標」が、全国のすべての医療圏のうち上位三十三・三パーセントに該当する二次医療圏は「外来医師多数区域」と位置づけられ、次の表のとおり定める。

外来医師多数区域	仙台医療圏
----------	-------

2 計画の実効性の確保

県は、「外来医師多数区域」において新規開業等を行う者に対し、外来医療の偏在状況に関する情報提供を行い、地域で不足する外来医療機能を担うことへの同意を求める。

三 医療機器の効率的な活用に係る計画

1 計画策定の趣旨

県は、対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療（体外照射））の配置状況を示し、医療機器の共同利用を推進する。

2 医療機器の配置の状況

対象医療機器の配置状況について、仙南医療圏及び石巻・登米・気仙沼医療圏において全国値を下回っている一方、仙台医療圏及び大崎・栗原医療圏では、一部の医療機器を除き、全国値を上回っている。

3 協議の場と区域単位

医療機器の共同利用等に係る協議は「宮城県地域医療構想調整会議」において行う。

4 情報の可視化（医療機器のマッピング情報）

本県の各二次医療圏における、対象医療機器を保有する医療機関数を示す。

5 医療機器の共同利用方針

医療機関は、対象医療機器を新規購入又は更新する際に、医療機器の共同利用に関する計画書へ提出する。

四 外来医療計画の実行に関するP D C A サイクル

1 P D C A サイクル

本計画は、計画期間終了後は三年ごとに見直しを行うとともに、進捗状況等を確認し、効果の検証及び必要に応じた施策の見直しなど「P D C A サイクル」による適切な実績評価と進捗管理に努める。

2 指標を用いた評価と計画への反映

県は、外来医療に関する地域の諸課題ごとに目標や指標を設定し、進捗状況を定期的に確認する。

3 県民への公表

県は、外来医療に係る地域の情報をホームページ等で県民にわかりやすく公表するなど、本計画の評価や見直しに係る客観性及び透明性を高めるよう努める。

宮城県医師確保計画の概要

目 次

一 計画の策定

1 計画の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画期間

4 計画の全体像

5 計画の対象範囲

二 宮城県の状況

- 1 県内の医師数
- 2 県の政策的医師配置の状況

三 医師偏在指標及び医師少数区域・医師多数区域等の設定

- 1 医師偏在指標
- 2 医師少数区域・医師多数区域の設定

四 医師確保の方針

五 目標医師数

六 目標医師数を達成するための施策

- 1 政策的医師配置関係事業の推進
- 2 医師が不足する診療科への医師派遣に向けた取組の推進
- 3 医学生、研修医等のライフステージに応じた支援の実施
- 4 勤務環境改善に向けた取組の推進
- 5 東北医科薬科大学医学部宮城枠卒業医師輩出を見据えた取組の検討
- 6 施策関係図(イメージ)

七 産科・小児科における計画

- 1 産科医師確保計画
 - 2 小児科医師確保計画
- 八 計画の効果測定・評価

- 1 推進体制
- 2 進化管理

- 一 計画の策定
- 1 計画の趣旨

宮城県医師確保計画は、医療法第三十条の四第二項第十一号の規定により、地域間の医師偏在解消に向け、宮城県内での医師確保対策を主体的・実効的に進めるための計画とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第七次宮城県地域医療計画」の一部として位置づけられ、地域医療構想や医師の働き方改革の実現状況を見据えながら、取り組むものとする。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和二年度(二十二年)から令和五年度(二十三年)までとする。

4 計画の全体像

本計画は、「医師偏在指標」に基づき、県内の二次医療圏を「医師多数区域」、「医師少数区域」と

して設定し、「医師確保の方針」を定めた上で「目標医師数」を設定し、「目標医師数を達成するための施策」を定める。

5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、「全診療科」を対象とした計画に加え、「産科」及び「小児科」に関する計画を定める。

二 宮城県の状況

全国及び県内の医師数の推移等を示すとともに、県内の医師不足及び地域・診療科間の偏在解消に向けた取組状況を示す。

三 医師偏在指標及び医師少数区域・医師多数区域等の設定

1 医師偏在指標

地域間の医師偏在状況を評価するため、医師の多寡を統一的・客観的に把握するための「ものさし」として厚生労働省が定めた「医師偏在指標」の状況を示す。

2 医師少数区域・医師多数区域の設定

厚生労働省が全国の二次医療圏を「医師偏在指標」により順位付けし、上位三十三・三パーセントと位置づける「医師多数区域」、下位三十三・三パーセントと位置づける「医師少数区域」をそれぞれ次の表のとおり定める。

医師多数区域	仙台医療圏
医師少数区域	仙南医療圏、大崎・栗原医療圏、石巻・登米・気仙沼医療圏

なお、「医師多数区域」のうち「医師少数区域」と同等の医師確保対策を実施する地域として「医師少数スポット」を次の表のとおり定める。

医師少数スポット	塩竈市、山元町、大和町、大衡村
----------	-----------------

四 医師確保の方針

県内の多くの地域が医師少数区域である状況を踏まえ、地域住民が健康で安心して暮らせるよう、県内の地域医療を担う医師の確保及び定着、そして地域・診療科間の偏在解消に向け、大学、医師会、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、医師の招へいや医学生への支援、医師本人が安心して勤務できる魅力ある環境の整備など、短期的な施策と中長期的な施策を組み合わせた取組を総合的に推進する。

五 目標医師数

県及び各二次医療圏の「目標医師数」を、次の表のとおり定める。

宮城県				五、四〇四人
二次医療圏				
仙南医療圏	仙台医療圏	大崎・栗原医療圏	石巻・登米・気仙沼医療圏	二六六人 四、一四六人 四五五人 五三七人

六 目標医師数を達成するための施策

県内での医師の確保・定着及び地域・診療科間の偏在解消に向けた取組について、今後の施策の方向性を次のとおり示す。

- 1 政策的医師配置関係事業の推進
 - 2 医師が不足する診療科への医師派遣に向けた取組の推進
 - 3 医学生、研修医等のライフステージに応じた支援の実施
 - 4 勤務環境改善に向けた取組の推進
 - 5 東北医科薬科大学医学部宮城枠卒業医師輩出を見据えた取組の検討
 - 七 産科・小児科における計画
- 1 産科医師確保計画
- 県及び各周産期医療圏の「目標医師数」を、次の表のとおり定める。

宮城県				二〇九人
周産期医療圏				
仙南医療圏	仙台医療圏	大崎・栗原医療圏	石巻・登米・気仙沼医療圏	一一人 一六二人 一八人 一八人

2 小児科医師確保計画

八 計画の効果測定・評価

県及び各小児医療圏の「目標医師数」を、次の表のとおり定める。

宮城県				二九三人
小児医療圏				
仙南医療圏	仙台医療圏	大崎・栗原医療圏	石巻・登米・気仙沼医療圏	一五人 二三六人 一八人 二四人

1 推進体制

県は、「宮城県地域医療対策協議会」や「宮城県医師育成機構」などの関係機関との密接な協調と連携により本計画を推進する。

2 進行管理

本計画は、計画期間終了後は三年ごとに見直しを行うとともに、進捗状況や医師偏在指標等を確認し、必要に応じて計画の見直しや変更を行うなど「PDCAサイクル」による適切な実績評価と進行管理に努める。

○宮城県告示第百七十五号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 化学名 (八R) ー1ーアセチル-N、N-ジエチル-6-メチル-9、10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類 (通称名: ALD-52、1-Acetyl LSD)
 - 2 化学名 ー1ー(2,3-ペンゾジオキソール-5-イル) ー2ー(ブチルアミノ) ペンタン-1-オン及びその塩類 (通称名: N-Butylpentylone)
- 二 失効の理由
- 当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

令和二年三月十一日

○宮城県告示第百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、桃生郡北上村大沼土地改良区清算人の就任について、次のとおり届出があった。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年二月十七日	嶋津行也	仙台市若林区若林一丁目十三番三十四号	清算人

○宮城県告示第百七十七号

県管東小松地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

安全性に関する検査

令和元年七月収去

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年三月十日から令和二年四月八日まで

三 縦覧場所

東松島市役所

○宮城県告示百七十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和元年七月及び八月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
サッポロビール株式会社 名取市	同左	モルトフラインド	RO1.7	動物性飼料－肉骨粉等	無
株式会社富士飼料白石 石蔵主TMRセンター 白石市	同左	富士TMR	RO1.7	動物性飼料－肉骨粉等	無
三和油脂株式会社 天籟村	同左	脱脂糠	RO1.7	動物性飼料－肉骨粉等	無
ニッカウキスキー株式会社 仙台市	同左	モルトフラインドG	RO1.5	動物性飼料－肉骨粉等	無

令和元年8月収去

製造事業場等の名称及び所在地 麒麟麦酒株式会社 仙台市	収去場所 同左	飼料の名称 モルトレージ	製造(輸入)年 R01.8	試験項目日 動物性飼料ー肉骨粉等	違反の有無及び違反の内容 無
-----------------------------------	------------	-----------------	------------------	---------------------	-------------------

栄養成分に関する検査

令和元年8月収去

製造事業場等の名称及び所在地 仙台飼料株式会社 仙台市	収去場所 同左	飼料の名称 あおば3号	製造(輸入)年 R01.8	試験項目日 栄養成分等ー粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	違反の有無及び違反の内容 無
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	森のピーフ	R01.8	栄養成分等ー粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「○」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第百七十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域 石巻市宮城(石巻市協同漁業協会の支所地区)	区分 総トン数二十トンの漁船に使用して小漁業を目的とする漁業	届出年月日 令和二年二月二十五日	発起人の住所及び氏名 石巻市渡波字黄金浜五十七番一戸 渡辺 悟 石巻市さくら町二一十八番七 八巻 祐二	漁業の種類 漁業災害補償法(昭和三十一年政令第百九十三号)第六条に規定する漁業	特定第二号漁業者数 四人
-----------------------------	-----------------------------------	---------------------	---	--	-----------------

○宮城県告示第百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本吉郡南三陸町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百八十一号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町野中南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三

三 設立認可の年月日

平成十五年十二月二十四日

四 変更認可の年月日

令和二年三月四日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
栗原市若柳字川南川原十五番二、十六番一、十六番十一、二十四番十一、二百十四番二、二百十五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

富谷市清水二丁目三十一番地六
株式会社あいホーム

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立西多賀支援学校送迎車両運行業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立西多賀支援学校通学区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員

が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七條の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録
入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和二年三月十二日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁特別支援教育課整備計画班（電話〇二二二二一三三四三三）

3 入札説明書の交付期限

令和二年三月十二日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和二年三月十一日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年三月十六日（月）午前九時から令和二年三月十八日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年三月十八日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年三月二十三日（月）午前九時から令和二年三月二十四日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和二年三月二十四日（火）午後五時必着
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年三月二十五日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の十に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概 要

Summary

- 1 Nature of Service to be Procured : School Cab service for Miyagi Prefectural Nishitaga Special Needs School (one set)
- 2 Period of Contract : From April 1, 2020 to March 31, 2023 (36 months)
- 3 Deadline for Bid Submission : March 24, 2020 (Tues), 5 : 00 pm.
- 4 Contract Information : OGATA Koji, Maintenance and Planning Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423, Japan. Tel.: 022-211-3432 (Japanese only)